

船舶事故調査報告書

平成28年9月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成27年8月14日 12時34分ごろ
発生場所	富山県高岡市雨晴海岸松太枝浜海水浴場北東方沖 岩崎ノ鼻灯台から真方位311°2,660m付近 （概位 北緯36°49.5′ 東経137°01.6′）
事故の概要	プレジャーボート ^{ベイベースター} Babystarは、南西進中、遊泳者に接触し、遊泳者が負傷した。
事故調査の経過	平成27年12月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート Babystar、5トン未満 251-19242富山、個人所有 4.95m (Lr) × 1.93m × 0.88m、FRP ガソリン機関、51.49kW、平成13年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年8月15日 免許証交付日 平成24年5月28日 （平成29年8月14日まで有効） 遊泳者 男性 65歳
死傷者等	軽傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、雨晴海岸のキャンプ場に居る知人1人を乗せて富山県氷見市沖で遊覧を行う予定で、高岡市国分 ^{こくぶん} 浜を出発し、雨晴海岸松太枝浜海水浴場沖に至ったところで左転して減速し、同海水浴場方向に向けて南西進した。 船長は、船体中央部の右舷側にある操縦席に腰を掛け、約15km/hの対地速力で航行中、後方から本船に向かって叫ぶ声が聞こえたので、後ろを振り返ったところ水面に遊泳者の頭が見えた。 船長は、反転して戻ったところ、遊泳者から本船と接触した旨を告

	<p>げられ、遊泳者を本船に引き上げ、遊泳者に、水着の破れと右臀部からの出血を認めた。</p> <p>船長は、本船を松太枝浜海水浴場の浜辺に寄せて119番通報を行った。</p> <p>遊泳者は、松太枝浜海水浴場から自らが所有する手漕ぎボートに1人で乗り、同海水浴場の北東方沖の離岸堤付近に錨を入れ、海に入って背泳ぎを始めた。</p> <p>遊泳者は、5分程度泳いだのちに上体を起こした際、東方約200mに北西進している本船を認めたものの、自らが泳いでいる所に来るような針路ではなかったため、北東方に向かって泳いでいたところ、平成27年8月14日12時34分ごろ、右側頭部に衝撃を受け、体が反転してうつ伏せ状態となった際に右臀部にも衝撃を受けた。</p> <p>遊泳者は、上体を起こして周囲を見たところ、遠ざかっていく本船を認めたので、大声で叫んだところ、本船が止まり、戻ってきたので、本船と当たって体が痛く、泳ぐことができないことを告げて本船に助けを求めた。</p> <p>遊泳者は、本船に上がって右臀部からの出血に気付いたので、救急車の要請を船長に依頼し、松太枝浜海水浴場の浜辺に到着後、救急車で病院に搬送され、右頭部打撲血腫、右臀部切創等と診断された。</p> <p>遊泳者の手漕ぎボートは、知人によって雨晴海岸に運ばれた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、減速した際に船首が上がって死角ができ、また、夏場に数回松太枝浜海水浴場沖を航行した際、本事故発生場所付近で遊泳者を認めたことがなく、サーフボード、水上オートバイ等が居ないかに注意を向けていたので、遊泳者に気付かず、もっと嚴重な見張りをしていれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>遊泳者は、本事故当時、水着を着用し、長さ約0.5mの足ひれを履いていた。</p> <p>遊泳者は、本船を認めてから約4～5分後に本船と衝突した。</p> <p>松太枝浜海水浴場の砂浜から、同海水浴場北東方沖の離岸堤までの距離は、約100mであり、本事故発生場所までは約150mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、松太枝浜海水浴場北東方沖を南西進中、船長が、これまでの経験で本事故発生場所付近では遊泳者を認めたことがなかったので、サーフボード等に注意を向け、死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、遊泳者に気付かずに航行して遊泳者と接触し、遊泳</p>

	者が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、松太枝浜海水浴場北東方沖を南西進中、船長が、今までの経験で本事故発生場所付近では遊泳者を認めたことがなかったため、サーフボード等に注意を向け、死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、遊泳者に気付かずに航行して遊泳者と接触したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦者は、海水浴場の付近では、遊泳者の存在を意識し、十分に速力を落とし、立って操縦するなり、船首を左右に振るなりして死角を補う見張りを行うこと。 ・ 海水浴場から離れて遊泳する際は、船舶等の操縦者が遊泳者の存在を意識していないことがあるので、十分注意すること。

付図1 事故発生経過概略図

